

浜長保険センター安全だより

平成 30 年 6 月 12 日
浜長保険センター 第 19 号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571



雨に映えるアジサイの花も美しく、木々の緑も日増しに深くなってまいりました。皆様には、なお、一層お健やかに過ごしのことと存じます。



自転車に関するQ&A

問1 二輪の自転車は、どんな場合でも2人乗りは禁止されているのか？

- A 一切、禁止されていることではありません。タンデム車のほか、次の場合は乗車できます。
- 1 16歳以上の運転者が6歳未満の幼児一人を幼児用座席に乗せている場合
 - 2 16歳以上の運転者が4歳未満の幼児一人を背負い、ひも等で確実に固定している場合
 - 3 16歳以上の運転者が幼児二人用自転車の幼児用座席に6歳未満の幼児二人を乗車させている場合など(兵庫県道路交通法施行細則第7条(軽車両の乗車))



問2 自転車に積載制限はあるのか？

A 積載物の重量制限は次のとおりです。

- 1 積載装置を備える自転車は、30キログラム(重荷用の構造は、60キログラム)、リヤカーをけん引する場合は、リヤカーについて120キログラムをそれぞれ超えてはいけません。
- 2 四輪の牛馬車等は省略します。



A 積載物の長さ、幅、高さは、次のとおりです。

- 1 長さ～積載装置の長さに30センチメートルを加えたもの。
- 2 幅～積載装置の幅に30センチメートルを加えたもの。
- 3 高さ～2メートルからその積載する場所の高さを減じたもの



A 積載方法は、次のとおりです。

自転車は、その積載装置の前後から30センチメートルを超えてはいけません。また、積載装置の左右から15センチメートルをそれぞれ超えてはみ出してはいけません。

問3 自転車は歩道を通行してもよい場合があると聞いたが、どんな場合か？

A 自転車は、軽車両で車の仲間です。原則として車道の左端を通行しなければなりません。

しかし、普通自転車は次の場合は、歩道を通行することができます。

- 1 道路標識等により歩道を通行することができることとされているとき。
- 2 政令で定める者であるとき

ア 児童及び幼児(児童～6歳以上13歳未満、幼児～6歳未満)

イ 70歳以上の者

ウ 安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体障害として身体障害者福祉法に掲げる障害を有する者

- 3 車道又は交通の状況から照らして歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき

道路工事や連続した駐車車両等のため車道の左側部分を通行することが困難な場所、自動車等の交通量が多く、車道の幅が狭いなど危険がある場合

